

福島県は、

## 移住者の雇用に取り組む団体等を支援します！！

### 補助制度の概要

#### ◆【対象地域】

過疎・中山間地域（※）

※別表参照

#### ◆【対象団体】

- (1) 過疎・中山間地域に該当する市町村が出資する団体（ただし、出資率は問わない）
- (2) 上記(1)以外で、次に掲げる要件の全てに該当している団体（ただし、法人に限る）
  - ア 過疎・中山間地域に主な活動拠点となる事務所（以下「本拠地」という。）を有し、継続的な活動が行われていること又は行うことができる体制を有していること。
  - イ 本拠地が所在する市町村と連携した事業であり、当該市町村と共同で事業の申請を行うこと。
  - ウ 宗教活動又は政治活動を目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対することを目的とした団体でないこと。
  - エ 暴力団でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

#### ◆【対象事業】

対象団体が**移住者を直接雇用し、新たに行う**次の事業

- (1) 地域課題に対応する業務
- (2) 移住者自らの企画・立案により実施する業務

#### ◆【補助率及び補助上限額】

- (1) 過疎・中山間地域：対象事業費の3/4以内。上限500万円以内
- (2) 特定過疎地域(※)：対象事業費の4/5以内。上限500万円以内

※別表参照

#### ◆【対象となる事業の期間】

平成29年8月15日（火曜日）から平成30年2月28日（水曜日）までに終了する事業

#### ◆【募集期間】

平成29年7月18日（火曜日）から平成29年8月2日（水曜日）まで（必着）

#### ◆【申請手続き】

必要書類を下記ホームページからダウンロードし、募集期間内に提出してください。

（提出先）福島県企画調整部地域振興課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（本庁舎5階）

※福島県地域振興課ホームページ

アドレス <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025b/>

又は **福島県地域振興課** で検索してください。